

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託実施要領等に関する質問に対する回答

| No. | 図書名 | 頁 | 項目 | | | | | タイトル | 質問事項 | 回答 |
|-----|------------|----|------|-----|---|----|-----|--------------------|---|---|
| 1 | プロポーザル実施要領 | 18 | 第11章 | | | | | リスク分担 | ごみ量変動リスクにおける「施設許容量」をご教示ください。 | 通常の運転管理体制において、安定稼働を確保しつつ可能な限り受入可能な量とします。 |
| 2 | プロポーザル実施要領 | 18 | 第11章 | | | | | リスク分担 | ごみ質変動リスクにおける「想定ごみ質の範囲」をご教示ください。 | 原則として2炉運転時は、要求水準書「表1-5」(p.5)に示した範囲とします。 なお、1炉運転時の汚泥混焼率(脱水汚泥)を10%とした場合のごみ質(災害廃棄物除く)を以下に示します。 ○高質ごみ：低位発熱量9,030kJ/kg／水分39.7%／可燃分53.6%／灰分6.7% ○基準ごみ：低位発熱量6,740kJ/kg／水分51.6%／可燃分43.4%／灰分5.0% ○低質ごみ：低位発熱量4,350kJ/kg／水分63.5%／可燃分32.3%／灰分4.2% |
| 3 | 要求水準書 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 | | | 図1-1 運営事業者の業務範囲 | し尿処理施設への上水供給がないため、し尿処理施設などへの供給はないと考えてよろしいでしょうか。ある場合、供給ライン上のメータにより供給量に応じて精算していただけと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 要求水準書 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 | | | 図1-1 運営事業者の業務範囲 | し尿処理施設へ電力供給するため、し尿処理施設の電気保安監督業務も電気主任技術者の業務範囲に含まれますが、図1-1のとおり、点検、維持管理については受変電設備を除いて、業務範囲外と考えてしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 要求水準書 | 3 | 第1章 | 第1節 | 3 | | | 図1-1 運営事業者の業務範囲 | し尿処理施設へ供給する電力を含め、運営事業者の負担で調達すると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 要求水準書 | 3 | 第1章 | 第1節 | 4 | | | 運営期間 | 試運転期間が6か月間となっていますが、マテリアルリサイクル推進施設については、当該期間に試運転を完了させるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 要求水準書 | 6 | 第1章 | 第2節 | 2 | 2) | (4) | ペットボトル | ペットボトルキャップとありますが、その処理方法についてご教示願います。 | 基本的にペットボトル本体とは別に袋に入れて搬入されます。ペットボトルキャップは売却しますので、業者に引き渡すまで、コンテナに入れて保管・管理してください。 |
| 8 | 要求水準書 | 9 | 第1章 | 第2節 | 2 | 3) | (4) | ペットボトル | 残渣率が約1%とありますが、キャップおよびラベルも含み、約1%と解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、キャップ及びラベルが付いたままのものは取り外し、キャップは保管・管理、ラベルは焼却処理としてください。その他残渣は適正に処理してください。 |
| 9 | 要求水準書 | 12 | 第1章 | 第2節 | 3 | 2) | (3) | ① 不燃ごみ | 「許可業者、直接搬入は袋に入れた状態で搬入することがある。」とありますが、袋搬入はどの程度の割合でしょうか。また、袋に規定はあるのでしょうか。(例えば、中身が確認出来る透明又は白色など。) | 袋入りの状態が比較的多く見られるのは直接搬入時ですが、数量としてはごく僅かです。 また、袋についての規定はありません。 |
| 10 | 要求水準書 | 13 | 第1章 | 第2節 | 3 | 2) | (3) | ⑤ ペットボトル | 「許可業者、一般直接搬入者は袋に入れた状態で搬入することがある。」とありますが、直接搬入者がペットボトルを袋に入れ搬入の場合、破袋、袋回収を搬入者へ指導する必要がありますでしょうか。もしくは、破袋、袋回収は運営事業者で実施でしょうか。 | 破袋、袋回収の必要はありませんが、搬入者への指導を運営事業者でお願いします。 |

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託実施要領等に関する質問に対する回答

| No. | 図書名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問事項 | 回答 | |
|-----|-------|----|-----|-----|----|----------------------|-------|-------------------------|--|-------------------------------------|
| 11 | 要求水準書 | 13 | 第1章 | 第2節 | 3 | 2) | (3) ⑦ | 蛍光灯 | 不燃ごみと併せて搬入されるとありますが、運搬時や搬入時に割れないような工夫がなされていると考えてよろしいでしょうか。 | 特に工夫はしておりません。 |
| 12 | 要求水準書 | 19 | 第1章 | 第2節 | 6 | 2) | (3) | 生成物の基準 | 表1-13のペットボトルの基準を順守する方策としては、要求水準書添付資料-4 フローシート (②マテリアルリサイクル推進施設) を参考とすると、不適物除去は一時貯留ヤードで実施するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 13 | 要求水準書 | 25 | 第1章 | 第3節 | 4 | | | 生活環境影響調査書等の遵守 | 貴組合と環境施設検討委員会で締結している協定書の開示をお願いします。 | 応募者に対して協定書の閲覧を許可しますので、ご確認ください。 |
| 14 | 要求水準書 | 27 | 第1章 | 第3節 | 14 | 2) | | 罹災その他不測の事態による多量の廃棄物について | 罹災や不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生し、その処理が必要となった場合、運営事業者はその処理処分に協力することとありますが、処理費用について別途協議いただけると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 要求水準書 | 28 | 第1章 | 第3節 | 15 | | | 保険 | 貴組合は「一般財団法人全国自治協会の全国自治協会公有物件災害共済」に加入されることとありますが、当該種目の補償内容をご教示願います。 | 応募者に対して補償内容の閲覧を許可しますので、ご確認ください。 |
| 16 | 要求水準書 | 30 | 第1章 | 第4節 | 6 | | | 作業用重機の貸与 | 運営事業者が適正な使用状況において、重機の更新が必要となった場合は、運営事業者が負担するものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合の重機は運営事業者の所有物と考えてよろしいでしょうか。 | 重機の更新は、運営事業者によるリースを前提とします。 |
| 17 | 要求水準書 | 30 | 第1章 | 第4節 | 8 | 2) | | 施工のかし担保期間 | 貴組合と建設事業者が「別に定める消耗品」について、ご教示願います。(プラント、建築共) | 応募者に対して承諾図書の閲覧を許可しますので、ご確認ください。 |
| 18 | 要求水準書 | 32 | 第1章 | 第4節 | 9 | 8) | | 引渡し条件 | 大規模な修繕や改修を要しない状態とありますが、大規模な改修の定義は、機器や設備の更新を伴う工事と考えてよろしいでしょうか。 | 引渡し後5年間、通常の補修工事内容で安定稼働できる状態にしてください。 |
| 19 | 要求水準書 | 32 | 第1章 | 第4節 | 9 | 10) | | 第三者機関による性能確認検査の実施 | 本検査の実施時期は3年に1回の精密機能検査(9年目)で確認するものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 20 | 要求水準書 | 33 | 第2章 | 第2節 | | 1) 2) 3) 4) | | 有資格者の配置 | 有資格者が二重配置になっております。現場総括責任者、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転責任者、マテリアルリサイクル推進施設の運転責任者の3者のうち、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)および(破碎・リサイクル施設)の資格保持者が1名ずついれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。 | 原則は要求水準書のとおりです。 |
| 21 | 要求水準書 | 34 | 第2章 | 第2節 | 5) | | | 有資格者の配置 | 貴組合が委託する技術者に関連して、電気事業法に係るリスクは組合様の分担所掌と考えてよろしいでしょうか。また、詳細については契約協議時に協議いただけると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託実施要領等に関する質問に対する回答

| No. | 図書名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------|----|-----|------|----|----|--------------------|--|---|
| 22 | 要求水準書 | 37 | 第3章 | 第2節 | 5 | | 受付時間 | 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分までとありますが、正午から午後1時00までの間においても、基本的には受付時間としてごみ受入を行うとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 23 | 要求水準書 | 37 | 第2章 | 第2節 | 5 | | 受付時間 | 受入のみ可能な状況であれば、リサイクルセンターの設備稼働日、設備稼働時間は受付時間と異なる状況でもよろしいでしょうか。 | 原則は要求水準書のとおりとします。詳細については協議によります。 |
| 24 | 要求水準書 | 37 | 第3章 | 第3節 | 1 | 3) | 搬入管理 | ごみの荷下ろしの補助を行うこととありますが、一般的な人手による荷下ろし補助という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 25 | 要求水準書 | 37 | 第3章 | 第3節 | 1 | 7) | 搬入管理 | 「小動物死体」の搬入頻度、種類等について、ご教示願います。また、小動物は、指定袋に入るサイズのみ受入れ、サイズを超えるものについては、処理不適物として考えてよろしいでしょうか。 | 搬入頻度は月3回程度で、主に犬・猫となります。指定袋のサイズを超えるものは受入可能な大きさにしてから受け入れることとしています。 |
| 26 | 要求水準書 | 38 | 第3章 | 第3節 | 3 | 3) | 発電及び電力の安定供給等 | 「その他の時間は、売電（系統連系）しないよう」にとありますが、系統連系したまま（52Rを投入したまま）、売電を行わないように電力量管理を行うと考えてよろしいでしょうか。 | 原則は要求水準書のとおりです。 |
| 27 | 要求水準書 | 39 | 第3章 | 第3節 | 7 | | 運転管理記録の作成 | 施設毎に消費電力量を把握する旨の記載がありますが、消費電力管理区分：エネルギー回収型廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設含む）、管理棟、余熱利用施設、し尿処理施設と考えてよろしいでしょうか。また、これらの供給先への電力量は測定可能なように電力量計が設置されていると考えてよろしいでしょうか。 | 消費電力管理区分についてはご理解のとおりです。電力量計の設置については、設置する方向で協議中となります。 |
| 28 | 要求水準書 | 47 | 第5章 | 第2節 | | | 表5-1 業務期間中の測定項目 | P24 表1-15 関係法令等例示（2/2）に『平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第100号）』が記載されています。特別措置法では、栃木県内の一般廃棄物処理施設は、特定一般廃棄物処理施設に該当し、環境大臣が定める要件を満たすまで、排ガス中の放射性物質濃度を測定する必要があります。排ガス中の放射性物質濃度測定は貴組合で実施していただくと考えてよろしいでしょうか。 | 本施設から生じる廃棄物が特定一般廃棄物から除外されるかは、試運転を含めた施設稼働後の測定結果によります。測定時期及び測定者については現在協議中ですが、試運転時の測定については運営事業者が実施することにはなりません。 |
| 29 | 要求水準書 | 47 | 第5章 | 第2節 | | | 表5-1 | 本施設の設備では、各炉毎に飛灰処理を行うシステムになっていると理解して宜しいでしょうか。 | 飛灰処理設備は共通処理となります。 |
| 30 | 要求水準書 | 55 | 第7章 | 第16節 | 4) | | ホームページの作成及び管理 | 排ガス濃度モニタリングデータは、1か月に1回など定期的なバッチ更新と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 要求水準書 | 56 | 第8章 | 第3節 | | | 除雪作業 | 敷地外の公道の除雪を開始する積雪量など、除雪の条件をご教示願います。 | 運營業務に支障のないように除雪してください。詳細は協議によります。 |

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託実施要領等に関する質問に対する回答

| No. | 図書名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問事項 | 回答 |
|-----|------------------|----|-----|------|----|--|-------------------|--|---|
| 32 | 要求水準書 | 56 | 第8章 | 第4節 | 1) | | 施設警備・防犯 | 場内警備とありますが、余熱利用施設全体、管理棟全体も運営事業者により機械警備を行うと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 33 | 要求水準書 | 56 | 第8章 | 第5節 | 1) | | 見学者対応 | 「見学者対応として2名以上配置」とありますが、来場時に実際対応する人数で、交代要員は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。 | 見学者対応専属として交代要員を含め、2名以上配置してください。ただし、最大100名程度の見学者が見込まれるので、できるだけ小グループに分けて対応できるようにしてください。 |
| 34 | 要求水準書 | 56 | 第8章 | 第5節 | 1) | | 見学者対応 | 見学者対応を行うのは、土日祝日を除く平日と考えてよろしいでしょうか。また、市民団体などの見学対応も含まれると考えてよろしいでしょうか。市民団体への見学対応曜日、時間に定めなどあればご教示願います。 | 土日祝日を除く平日の9時～16時とします。また、市民団体などの見学対応も含まれます。詳細については協議によります。 |
| 35 | 要求水準書 | 56 | 第8章 | 第5節 | 1) | | 見学者対応 | 小学校の見学受付業務には、各市町の学校関係者との調整（先生方の下見対応等）は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。 | 小学校の見学受付業務には、各市町の学校関係者との調整も含まれます。 |
| 36 | 要求水準書 | 56 | 第8章 | 第5節 | 1) | | 見学者対応 | 表7-1見学者受入人数実績における地元小学校4年生の割合及び、1回あたりに受入れた最大人数をご教示願います。 | 表7-1は、地元小学校4年生のみの実績値です。受入最大人数実績は約100名です。 |
| 37 | 要求水準書 | 56 | 第8章 | 第5節 | 4) | | 見学者対応 | リサイクル工作室の利用予約とありますが、リサイクル工作室が利用可能な曜日、時間にご指定があればご教示願います。 | 原則として施設の開館日時とします。平日の利用としますが、イベント等による土日祝日の運用を妨げるものではありません。 |
| 38 | 要求水準書 | 57 | 第8章 | 第5節 | 7) | | 見学者対応 | 本業務を行うためのパンフレットの元データや著作権等のご提供があるものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 39 | 要求水準書 | 56 | 第8章 | 第6節 | 4) | | 余熱利用施設利用者対応 | 貴組合で余熱利用施設の利用者について想定された情報があればご教示願います。（利用者数、利用者年齢層、混雑時間など） | 原則として近隣住民の方の利用を想定しています。 |
| 40 | 要求水準書 添付資料－7 | | | | | | 搬入車両台数実績 | (1/3)の実績は、焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設の合算との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 41 | 要求水準書 添付資料－7 | | | | | | 搬入車両台数実績 | (2/3)及び(3/3)の時間帯別搬入台数は、(1/3)の1日当たり搬入台数と比べて大幅に多いと思われませんが、年末や長期連休における、繁忙期の搬入台数との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 42 | 長期包括運営業務委託契約書（案） | 7 | 第2章 | 第30条 | 6 | | 保守管理、補修及び更新に係る計画書 | 補修工事实施計画書又は更新工事实施計画書の提出は、補修工事又は更新工事の実施前までとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託実施要領等に関する質問に対する回答

| No. | 図書名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問事項 | 回答 |
|-----|------------------|----|-----|------|-----|-----|---------------------|---|---|
| 43 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 8 | 第2章 | 第32条 | | | その他の計画書及び報告書 | 補修工事又は更新工事の報告書は、完了月の月間業務完了報告書に合わせて提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 44 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 24 | | | (2) | | 保険の詳細 | PL保険は特殊な保険であり条件等を確認して付保できない場合、あるいは経済性を考慮して合理的でない場合、任意としてよろしいでしょうか。 | PL保険の加入は任意としますが、提供した物品に対するリスクは運営事業者が負うものとします。 |
| 45 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 33 | 別紙6 | | 1 | | 表6.1 | ●運営開始前に必要となる諸費用を含む。とありますが、初年度1回目の支払いの際にお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 「2. 対価の支払い方法」(p.34)に記載のとおりです。 |
| 46 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 34 | 別紙6 | | 1 | | 運営業務委託費 | (P33)別紙6 表6.1 運営業務委託費の構成において、運営変動費Ⅰの算定に用いる、処理対象物量とは、ごみ搬入量と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 47 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 34 | 別紙6 | | 1 | | 運営業務委託費 | 表6.1のマテリアルリサイクル推進施設における「運轉變動費Ⅱ」において、作業用重機燃料など処理対象量に係わらず消費する場合、固定費扱いするかの判断は、事業者に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。 | 原則として変動費とします。固定費扱いとする理由が成立するものについては固定費とします。 |
| 48 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 34 | 別紙6 | | 2 | | 対価の支払方法 | 「運営業務委託費は、2019年4月から2030年3月末までの10年6ヶ月」とありますが、「2019年10月から2030年3月末まで」の誤記と理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。訂正いたします。 |
| 49 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 34 | 別紙6 | | 2 | | 対価の支払方法 | 運営業務の委託費の支払いについて、四半期ごとになっております。本事業は、地元企業が参画するため、資金運営上、毎月払いにさせていただきたく、よろしく願いいたします。 | 四半期ごとの支払いとします。 |
| 50 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 34 | 別紙6 | | 2 | | 対価の支払い方法 | 「運営固定費は、毎月均等とする。」と有りますが、各年度の運営固定費は、かかる費用を計上してよろしいでしょうか。地元企業への支払いは、固定費が発生した年度で、都度支払をするため、年度ごとに計上出来ることを確認しています。 | 原則として各年度の運営固定費も均等とします。 |
| 51 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 34 | 別紙6 | | 2 | | 対価の支払い方法 | 変動費について、各年度の計画ごみ量は事業期間通じて一定ですが、将来ごみの減少も予想されます。実際の搬入量に応じて変動費を支払う方が、実態と合うのではないのでしょうか。 | 契約書(案)に記載のとおりとします。 |
| 52 | 長期包括運営業務委託契約書(案) | 36 | 別紙6 | | 2 | (3) | 物価変動に基づく改定方法 | 表6.4運営業務委託費の改定の算定式一覧にある算定式中の I_{27} は、 I_t の誤記と理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。訂正いたします。 |
| 53 | 第7-3-1号様式 | | | | | | ②マテリアルリサイクル推進施設運転人員 | 日勤者のみの場合は、直勤者がいない為、直勤者欄への記載は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託実施要領等に関する質問に対する回答

| No. | 図書名 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問事項 | 回答 |
|-----|---------------------------------|---|----|-----------------------------|--|--|
| 54 | 第7-4-1(2)号様式 | | | 運営業務委託費（マテリアルリサイクル推進施設） | 運営委託費D 年間処理対象物量に記載の項目と、運営委託費D（変動費単価）に記載の項目が異なります。 | （変動費単価）の記載を「不燃ごみ・不燃性粗大ごみ／資源びん／古紙類／ペットボトル」に訂正いたします。 |
| 55 | 第7-4-2号様式 | | | 運営準備期間固定費 | 当該費用は、運営固定費における「その他経費」の初年度に計上する理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 56 | 第7-4-3(7)号様式 | | | 運営固定費Ⅳ（マテリアルリサイクル推進施設その他経費） | ※の費用を「その他経費Ⅰ」に計上している場合は、「その他経費Ⅰ」に記載している項目以外の費用を、当該様式に記載するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 57 | 第7-4-3(10), (11), (12), (13)号様式 | | | 運営変動費Ⅱ | 該当する項目が無い場合、当該様式への計上は、不要との理解でよろしいでしょうか。 | 原則として作業用重機燃料などは変動費としています。 |
| 58 | 第7-4-4号様式 | | | 事業収支表 | 本事業では特別目的会社を設置しないため、本表の提出を割愛させて頂けないでしょうか。 | 記載のとおり提出してください。 |